

平成21年第3回水道事業運営委員会 議事録

日 時：平成21年5月18日（金）午後3時00分～

場 所：石狩市役所5階 第1委員会室

事務局出席者：【12名】田口室長、伊藤課長、下野課長、蛭谷主査、清野主査、東主査、
門馬主査、武藤主査、天池主査、田邊主任、佐藤主任、伊藤主任

委員出席者：【11名】余湖 典昭、堂柿 栄輔、佐藤 雅代、渡辺 信善、土門 隆一、
神田 一昭、阿部 武男、中村 嘉光、安藤 牧子、眞柄 泰基、
小笠原 紘一

傍 聴 者：なし

議 事： 水道事業の今後の課題と水道事業運営委員会のスケジュールについて（説明）
石狩市水道事業変更届出書（合併に伴う水道の事業統合認可）について（諮問）
その他

配 布 資 料：別添のとおり

記

伊藤課長 それでは皆様こんにちは。本日はお忙しいところお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたのでただ今より平成21年第3回石狩市水道事業運営委員会を開催いたします。

なお、本日は菅野副会長、永井特別委員及び松井特別委員につきましては、所により欠席との連絡が入っておりますのでご報告を申し上げます。

今回の会議進行につきましては、恐れ入りますが、副市長の公務の関係上、先ず、「水道事業変更届出書（合併に伴う水道の事業統合認可）」についての諮問を行いまして、その後、会議次第でございますように、「水道事業の今後の課題と水道事業運営委員会のスケジュール」の説明を事務局からご説明をさせていただきます。その後、諮問案件の審議をお願いするというところで進めたいと思いますので、その旨よろしくお願いをしたいと存じます。

開催にあたりまして余湖会長にご挨拶を頂きたいと存じます。

余湖会長 みなさん、こんにちは。

今日はちょっといつもより立派な会場で、また気分も新たに審議をお願いいたします。

今日はまた簡水の統合に関する事、それから、前回までで中期経営計画をご審議いただきましたけれども、これから結構議論していかねばならないことがたくさんございます。その辺の整理を含めて、スケジュールを事務局のほうから説明していただいて、皆様に覚悟していただくという予定でありますので、よろしくお願いいたします。

伊藤課長 ありがとうございます。

それでは「石狩市水道事業変更届出書」につきまして、白井俊副市長より諮問させていただきますと存じます。

白井副市長 石狩市水道事業運営委員会条例第2条の規定に基づき諮問いたします。

諮問案件「石狩水道事業変更届出書」についてよろしくお願いをいたします。

伊藤課長 諮問に当たり、白井俊副市長より、ご挨拶申し上げます。

白井副市長 本日第3回石狩市水道事業運営委員会の開催にあたりまして、皆様には時節柄何かとご多用のなか列席を賜りまして厚くお礼を申し上げます。市長が所によりまして、出席が叶いませので代わって私より挨拶をさせていただきます。

委員の皆様には日頃から、本市の水道事業の健全経営と持続的な発展にご協力と、お力添えをいただいておりますことに対しまして、まずもってお礼を申し上げます。本市の水道事業はご案内のとおり普及率が99%を超え、まさに成熟期に入ってきている一方で施設の老朽化に伴う更新、水道施設水質の水の資質の向上や災害対策、効率的な運営、経営のあり方など関係者とのパートナーシップ形成や新た

な問題に対処することが緊急の課題になってきているところでもございます。このような中におきまして、全国の水道事業者にも目を転じますと、財政的な基盤や技術的な基盤が不安定な事業者が多い現状におきまして、水道の広域化・統合化は、水道事業運営の安定化に極めて有効な手段であるとも感じております。このことが、本市簡易水道事業においても当てはまりますことから平成17年度の合併時におきまして、概ね5年を目途に平成22年度より上水道と統合するというところで、財政的運営基盤を強化させ、水道サービスの安定供給を図るという手法を選択いたして参りました。このような背景を踏まえまして、先ほど合併に伴う水道の事業統合認可手続き上必要となる、石狩市水道事業変更届出書について、諮問をさせていただきました。皆様による活発なご議論をお願い申し上げます。

最後になりますが、本市水道事業は市民の安心と豊かな生活を次代へ持続させるということを基本的な理念に、安全、安定、満足、経営をキーワードとして、良質な水を供給するということが使命であります。各委員の皆様におかれましては、今後ともこのことをより確実に持続でき得るよう、そのお力添えを賜れば幸いです。

私から以上、簡単ではありますが挨拶を申し上げます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

伊藤課長 白井副市長には、この後の公務のため、退席させていただきます事をお許しいただきたいと存じます。

白井副市長 よろしく申し上げます。

伊藤課長 それではここで、審議に入る前に本年4月1日付けで人事異動がございましたので、今年度、新たに水道室に着任しました職員を田口水道室長よりご紹介申し上げます。

田口室長 どうも皆さんこんにちは。本日はお忙しいところご参集いただきまして誠にありがとうございます。

初めに自己紹介をさせていただきたいと存じます。本年4月1日付けの人事異動に伴い、3月31日付けを以って定年退職いたしました棚橋前室長の後任として、水道室長を命ぜられました田口です。

前任は、企画経済部市長政策室のほうで政策を担当しておりました参事でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

同じく、業務課総務営業担当の開発主査の後任に東主査が配属されております。前任は水道室下水道課庶務担当主査でございます。

東主査 東です。よろしくお願いいたします。

田口室長 また、この度の人事異動で若干組織が変動しております。お配りしております水道室の組織をご参照願います。工務課におきましては上水道整備担当の小柳主査が財政部に異動したことから、水道室は簡易水道に従事する職員を含め1名減の26名体制となったところであります。

さて、前回3月27日開催の当運営委員会におきまして、石狩市水道事業中期経営計画に関する答申をいただきまして、その答申内容について先週の金曜日であります。建設文教常任委員会に報告をさせていただきました。質疑につきましては1点ございまして、財政収支の見通しの中で、2億円程度の積立金を確保することとしているが、いかなる理由であるかという質問でありました。答弁につきましては、過去に札幌市からの配水管の破損による漏水事故等で、約1億5千万円程の修繕費を要したことから、不測の事態を想定すると、2億円程度の積立金は確保する必要がある旨の答弁をしたところであります。また、本日の審議ですが、先ほど伊藤課長より説明させていただきましたとおり、今後本市の水道事業が取組むべき課題と、本運営委員会の開催について、平成25年度までのロードマップを担当者より説明させていただきたいと思っております。

引き続きまして、先ほど副市長の白井より余湖会長に諮問させていただきました、合併に伴う水道の事業統合の認可に関する変更届書について、担当者から説明をさせていただきます。この事業統合につきましては、簡易水道事業の経営的・技術的

な合理化を図るためにも、本日委員の皆様方のご審議を賜りつつ、的確に取り進めて参りたいと考えております。いずれにいたしましても、水道サービスの安定供給のためには、中期経営計画の着実な実施が必要であり、今後の料金改定など様々な課題を検討する場面で、委員の皆様には大変お世話になると思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。あわせて本日のご審議のほどよろしくお願いをいたします。

伊藤課長
余湖会長

それでは余湖会長、よろしくお願いをいたします。

それでは審議内容1番目、水道事業の今後の課題と水道事業運営委員会のスケジュールについて、事務局のほうから説明をお願いいたします。

蛸谷主査

それでは本日の会議内容の議題のほうに入って参りたいと思っておりますけれども、説明を私業務課蛸谷のほうからさせていただきます。

まず、ご審議に入ってください前に、先日委員の皆様には本日審議に使用します資料といたしまして、A4で両面印刷であります「水道事業の今後の課題と運営委員会スケジュール」と「事業統合認可の届出書」を送付させていただいたところがございますけれども、資料について不足ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。なければ早速会議次第に基づきまして、一題目の議案のほうに入らせていただきます。

「水道事業の今後の課題と運営委員会のスケジュール」についてでございますが、3月の運営委員会のご審議において、中期経営計画の答申をいただいたところがございます。今年度よりこの中期経営計画がいよいよ施行されまして、この中で水道事業の中期的な将来像が明らかになってきたところがございます。そこでこの期間中において、どのような課題があるかということで、まず1ページ目の下のほうですが、「水道事業が取り組むべき課題」、ここに主な課題を4点ほどまとめさせていただきます。

1点目は、「簡易水道における業務委託」、これは上水道事業における第三者委託の答申の時にもご議論いただいたところでありまして、簡易水道地区における業務委託、この問題を今年度中に取り組みまして、目途としましては、遅くとも明年の4月より、この業務委託の体系、第三者委託なのか若しくはそれ以外の方法、いずれにしてもこれについて結論を出しまして、新年度より取り組むという課題が1点目でございます。

次に「簡易水道事業の統合認可」でございますが、これは今回諮問をいたしまして、今日の後半ご審議いただく部分でございますが、これも合併協議において新市まちづくりの中で、水道事業の統合という基本的な方向性が示されております。目途といたしまして、これも22年度の4月より統合という予定で考えているところでございます。

3点目に「料金の改定」、これは中期経営計画のご審議の中でもご議論いただいたところでありまして、答申の中で遅くとも24年度の当初より新料金への移行ということで目途を示しているところであります。

最後に「水道ビジョンの改定」、それからここには書いておりませんが、中期経営計画のローリング作業、そして第二次中期経営計画の策定と、こういった部分がございます。

では、裏のページにまいりまして、こちらに課題別スケジュール「1」と「2」と、二つに分けております。向こう4カ年を前期・後期という区切りで二つに分けております。この表においては、先ほど説明いたしました課題をそれぞれ載せておまして、横軸のほうに月を載せております。まず最初の課題といたしまして、簡易水道委託の部分ですけれども、これにつきましては今年の夏を目途に事務局内で、その委託の手法について方法を決定し、9月の下旬に開催されます水道事業運営委員会にその旨の報告をいたします。その後、明年度の予算編成に、これらの必要経費を盛り込みまして来年の1月の運営委員会には、ほぼ結論についての報告ができるかと考えております。そして22年度の4月から簡易水道地区の業務委託、これをスタートさせるという考えであります。

次に簡易水道の統合でありますけれども、本日の運営委員会への諮問を皮切りにいたしまして、予定といたしましては、7月の下旬に答申をいただくということで、事務局としては考えております。

この答申をいただきますと、関係条例の改正があります。予定される条例の改正といたしましては、水道事業の設置条例、それから料金の部分になりますけれども、この料金についてはもう既に方向性の結論は、合併協議の中で出ておりますので、実質的には単なる規定の整備に留まりますが、給水条例の一部改正、こういった手続きがあります。そして、それと平行いたしまして、許認可庁であります道への届け出の手続きを秋を目途に行うことを考えております。明年の4月1日より簡易水道事業と上水道事業を統合しまして、来年度以降は上水道事業1つの事業で石狩市の水道事業を行うという予定であります。

次に企業団の関係でありますけれども、これは中期経営計画の議論の中でも今後の料金の見通しのカギを握るものとして企業団の単価ということについて、ご議論ありましたけれども、この部分につきましては、21年度と22年度の中で、企業団の財政計画とそこでの供給単価の基本的な考え方、これを構成団体の中で合意に至るよう、努力していきたいというふうに考えております。

次に料金改定でありますけれども、まず今年度の取り組む具体的な内容といたしましては、水道料金の算定要領、この策定事務がございます。この算定要領といいますのは、新しい料金の算定期間、向こう何ヵ年間をこの料金でいくのかという期間と、水道料金でまかなうべき経費の範囲はどこまでなのか、それから料金体系、基本料金は何トンまで設定するのか、従量料金はどういうふうに考えたらいいのかという料金算定の基本的な考え方、こういったものを盛り込んだものが算定要領になります。この算定要領につきましては、9月開催予定の運営委員会に状況報告をいたしまして、そこで委員の皆様からご意見を賜りまして、明年1月に策定結果の報告をしたいと考えております。

年度が明けまして、22年度になりますと今度は料金自体の改定諮問を9月に予定しております。この中では、水道料金の料金表そのものを委員会の中に諮りまして、ご議論をしていただきたいと考えております。そして、9月から12月までの間は、必要に応じまして中間のご審議をお願いし、平行してパブリックコメントの実施を考えております。委員会の答申をいただきますと、この後は一般市民の皆様には説明会、コミュニティセンターや集会所などを会場として、何ヶ所か、数十ヶ所になるかと予測されるところですけれども、こういう説明会を現在のところは考えているところでございます。

次にこのスケジュール1の最後の課題としましては、中期経営計画のローリング作業が22年の9月に予定しております。毎年決算書の作成を行うわけですけれども、9月に議会に対して決算書の資料等の提出を行っております。こういった日程の関係上、運営委員会に対しましても、この9月頃に21年度中期経営計画の第一年度の結果報告をさせていただきたいと考えているところであります。

以上がまず21年、22年度における課題別のスケジュールでございます。次に後半の23年、24年のスケジュールに参りますが、まず21年、22年度において簡易水道の委託と事業統合は解決しておりますので、まず出てきますのが企業団の関係になります。企業団は予定では25年からの用水の受水開始を考えておりますので、逆算していきますと、やはり企業団の給水条例、供給単価を条例で定めるわけですけれども、これが遅くても24年の9月の企業団の議会に示されなければならぬということから、スケジュールを考えていきますと、23年度に実質的な単価の確定作業に入ってくるだろうと事務局では見込んでおります。この作業には、札幌市・小樽市・石狩市・当別町の料金算定の事務担当者が一堂に会しまして、おそらくワーキンググループという形で作業に入っていくのではないかとことが予測されております。これらの作業が終わりますと、今度は企業団内部で条例案の策定作業に入りまして、冒頭に言いましたように、24年の9月に企業団の議会に提案、そして25年4月1日から条例の施行という流れになるかと考えており

ます。

次に石狩市の料金改定の動きであります。先ほどスケジュール1で、22年度までに運営委員会での答申をいただいておりますので、23年度に入りますと市の方で条例案、石狩市の条例案としての策定作業が6月・7月を中心に行います。そして23年の9月の定例議会に提案をいたしまして、議会のご審議をいただいたあとに同月の末に条例を公布、そして中期経営計画の答申にもございましたように、24年の4月1日に新料金制度施行に関する条例が、まさに同日に施行されるという予定を考えております。

次に水道ビジョンの改定でありますけれども、平成18年に石狩市の水道ビジョンを策定したわけですけれども、5年を一つの目途といたしまして、ビジョンの改定が必要となりますことから、23年の6月の運営委員会に水道ビジョン改定の諮問をさせていただきまして、平行してパブコメを実施し、パブコメの結果を委員会に諮りまして、9月に答申をいただくというふうに考えております。

最後に中期経営計画であります。先ほど21年度の決算報告が翌年の9月ということで説明をしましたが、同様に23年の9月に22年度の決算状況の報告、また24年の9月には同じように23年度の状況を報告すると同時に25年度以降の第二次計画へ向けての諮問を予定しております。この諮問につきましては、昨年ご審議賜りましたと同様のプロセスのイメージの中で必要に応じて中間審議を1、2回重ねまして、翌年の2月に答申をいただくというふうに考えているところであります。

駆け足で説明してまいりましたけれども、この4ヵ年間の水道事業における課題と運営委員会のスケジュールについて説明させていただきました。

余湖会長

はい、どうもありがとうございました。

今お聞きのように、スケジュール1のほうの上二つ、簡易水道委託と簡易水道統合は、今年度中に作業が終わりますが、残りの企業団関係から中期経営計画というところ、これについては、24年度いっぱいまでいろいろ作業が続くということで、次から次へと難問が山積してるという状況をおわかりいただけたかと思えます。一応前回中期経営計画あるいは、第三者委託の議論をいただいたときに、将来こうしましようというようなことは、ここで議論いただいたんですが、今日ご説明いただいたのは、一応時間スケールをとったうえで、どういうスケジュールでやっていくのかということで、まずその進め方の概要を皆さんにご理解をいただきたいということで、事務局に説明をお願いいたしました。

私も料金改定の経験は初めてですけども、こういう作業を見ると料金を値上げするのなかなか時間との戦いということが、お解りいただけるのではないかと思います。どの点でも結構ですので、ご質問・ご意見等ございませんか。

小笠原委員

後で説明があるのかもしれませんが、今説明いただいた図面の水道事業が取り組むべき課題の2番目についてですが、ここに簡易水道の統合認可とありますよね。これは認可申請ではなくて届出書でいいということですよ。

蛭谷主査

そうです、はい。実際は、届出書のことを指しております。

小笠原委員

わかりました。

余湖会長

なるほど。正確には統合届出。

蛭谷主査

届出です。

余湖会長

そうですね。届出とは言っても結構面倒な作業のようですけども。

他にいかがでしょうか。

簡易水道の委託のことで、ちょっと事務局に補足していただきたいのですが、第三者委託かどうかというような議論が多少あって、今日のこのスケジュールだと委託方法の確定報告というのが、来年の1月というふうになってますけど、これは議論が今まで錯綜したところがありましたが、本当の第三者委託でやるか、あるいは業務委託でやるかこの辺はまだ決定していないという理解でよろしいですか。

蛭谷主査

はい、現時点では事務局内部では、どちらかの結論というのは出ておりません。ただやはり25年がちょうど上水道自体の第三者委託の見直しの時期になっている

ことや、昨年の市場調査の結果を踏まえまして、必要最小限、これだけはやはり技術力を確保しなければならない部分、これについてはきちんと行くと。ただ第三者委託にこだわることはたして現実的なのかどうかといったことも含めまして、慎重にこの数ヶ月検討いたしまして、秋頃の運営委員会には方向性についてご報告できるのではないかとこのように考えております。

余湖会長

はい、わかりました。

他に何かございませんか。

中村委員

だいぶ先の話なんですけど、「問題別スケジュール2」のほうで、23年度は料金改定について、議会に条例提案（審議）とありますけど、そのあとで条例公布が同じ9月の下旬になっています。この間位で議会の承認を得て条例公布するまでの期間は、これだけで十分なんですか。

蛭谷主査

24年度当初から新しい料金で、というのは答申でいただいておりますので、これからいきますと、条例の公布によって、一般市民の皆さんへの周知が、実際可能になります。事務局といたしましては、当然議会のご審議ですから、一回の定例会で済むのか、継続審議になったらどうするのかというのは、今中村委員がおっしゃられたことがあるかと思えます。ただ現時点でのスケジュール上ではやはり周知期間は、望ましいのは半年位と考えています。特に今回は、四半世紀もの間実質的料金改定をしていないこともありますので、市民の皆様には十分なご案内をするためには、それ相応の期間があるだろうということを考えまして、こういうスケジュールにしたところなんです。通常条例案は、過去の議会の日程でいきますと、通常は1回の定例会でほとんどの条例案について、なんらかの結論が出ています。ただこれは本当のところ、委員おっしゃられたように、ひょっとしたら12月までの継続審議となる可能性は否定できません。これは議会にご審議をお願いすることですので。そういう不確定要素はありますが、そういう周知期間の部分について、望ましい形をとって、仮に1回の定例会で結論が出たとすれば、十分スケジュール的には通常の形なので、こういう形でお示したわけです。

中村委員

スケジュールだからいいんですけどね。

蛭谷主査

可能性としては12月の定例会まで延びるとするのは、有り得るかと思えます。

余湖会長

はい、ありがとうございます。眞柄委員どうぞ。

眞柄委員

はい、簡水の統合はすでにビジョン等で、あるいは市の合併、厚田・浜益合併のときに前提になっているし、料金も22年までに同一にするというスケジュールになっているのですが、今このペーパーでお話がありました、新料金制度施行しているのが24年の4月を予定しているわけですね。そして、25年に企業団から受水をするわけですね。そうなったときに24年度の新料金制度は25年度からの受水が開始された時点配慮した料金にしようというのか、そうでないとすると24年に料金改正をするけれども、受水に伴って25年か26年かは別にしても、もう一度料金改正をしなければならぬ財政計画を立てて、というふうに考えてるということですね。

蛭谷主査

これは非常に悩ましい問題でございまして、企業団の説明がどうしてもですね、相手のある話なので石狩市の思いだけでは進まないという部分があります。今の時点では、事務局といたしましては、出来れば当然その25年の単価をある程度見通した中での改定をしたい。そういったこともありまして、21年、22年でやはりその基本的な単価はこの水準ですよということが決まれば、中期経営計画でも議論ありましたが、やはりその早めの行動といいますが、24年度末では8千万円まで積立金が落ちてしまい、必要限度額の2億円切ってしまうわけなんです。それを避けるためには24年の当初から新料金でいかなければならないということで、これはやはり議会にも説明するとき、実際に企業団の単価が決まらない中で、もし条例案を提案するとした場合に非常に難しいご議論になってしまう。ですから事務局としては、必ずこの25年の単価がいくらになるのかというのをだいたい踏まえた中で、そして尚且つ1年前倒しですから、確実にこれは純利益が見込めるわけなんです。見込めることによって、次の二次改定を行うときもある程度率を下げられ

る可能性があるというふうに、今のスケジュールではそう考えているところなんです。よろしいでしょうか。

眞柄委員
余湖会長
蛭谷主査
余湖会長

ええ、いいです。

一番事務局が頭を悩ませてる点ですね。

はい、そうです。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次の審議内容に入ります。2番目として、「石狩市水道事業変更届出書(合併に伴う水道の...)」これも事業統合認可となっておりますけど、...についてということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

清野主査

工務課の清野でございます。冒頭、副市長の白井の方から余湖会長へ諮問させていただきました「事業変更届出書」に関する説明をさせていただきます。座ってご説明させていただきます。

まず今回ご審議いただきます届出書については事前に皆様へ配布をしてございます。その資料をお手元にご用意いただきたいと思っております。今回ご審議いただきます合併に伴います水道の事業統合認可、これに伴うその変更届出書についてでございますけども、さきほど副市長の白井の挨拶の中にもありましたとおり、平成17年の市村合併の際に、各地区代表者で構成されます協議会の中で決められた案件でございます。まさに上水道事業と簡易水道事業を統合させて、特に簡易水道事業の経営的・技術的合理化を具現化させるというようなことで、統合させるということでございます。

今後につきましては、お手元の「事業変更届出書」の審議が終わった後、さらに条例等の議決を経た後に認定庁である北海道庁に届出をするという予定になっております。そのスケジュールにつきましては、先ほど蛭谷が説明をしたスケジュールの下に取り進めていくということになっております。

それでは早速この届出書の中身についてご説明をさせていただきたいと思っております。まず2枚めくっていただきますと、目次が出ているかと思っております。この目次の内容が「石狩市水道事業変更届出書」という全体の構成になっております。今回ご審議いただきますのは、この全ての内容をご審議していただくというわけではなくて、この目次でございます「3.2の2)給水人口及び給水量の算出根拠」というところまでをご説明して、皆様にご審議いただくというように考えております。この目次の中の「2.1水道事業の設置等に関する条例」という部分と、「3.2の1)水道施設の概要」という部分につきましては、現在、文章の内容でありますとか、数字等を精査中でございます。なお皆様にお配りしている資料内容から、大筋は変わらないというように考えてございます。

残りの「3)経常収支の概算」以降につきましては、先ほどスケジュールの説明をしたとおり、7月下旬頃の委員会でご審議をいただくというように考えております。それではこの目次を1ページ今度は戻っていただきますと、「水道事業変更届出書」というものがございます。まさにこれを冠に掲げまして、認定庁であります北海道庁へ届出をすることになります。この届出書の真中ほどにまとめている部分がございますけども、これの「変更後の給水区域または給水対象」という部分にその給水区域の文言が表現されております。これにつきましては多少特殊な言い回しではございますけれども、基本的には現在の給水区域と全く変わらないということをご承知おきいただきたいと思っております。

その下に「変更後の給水人口」、それから「変更後の給水量」、その右側にいきますと「既認可の給水人口」、「既認可の給水量」というものがございます。この「既認可の給水人口」と「既認可の給水量」を見ていただきたいのですが、こちらのほうの69,300人という数字と、26,800m³/日という数字につきましては、平成9年度に旧石狩市におきまして上水道事業認可として取得した基本フレームということになっております。

それでは他の簡易水道事業はどうなのかということでございますけども、恐れ入りますが5枚めくっていただきまして、下にページが書いてありますが1-3-3

に「表 - 1 . 3 . 1 統合計画」という一覧表がございます。こちらに上水道事業、それから三つの簡易水道事業の既認可値がそれぞれ書かれております。この下に統合計画ということで、事業統合後の計画目標年度、計画給水人口、計画1日最大給水量が記されております。

今回の事業統合といえますのは、市村合併に伴います事業の全部譲り受けというような分類上での手続きでございますので、変更後の手続きで給水人口と給水量につきましては、統合先であります上水道事業と他の三つの簡易水道事業の既認可値の単純合計値をもって届出をするということになっております。それが先ほど見ていただきました統合計画の給水人口74,380人、それと給水量30,243m³/日、これが届出上に出てくる変更後の認可値ということになっております。

なお統合後の計画目標年度でございますけれども、その事業統合につきましては年明け4月1日からを我々想定しておりますので、これから概ね15年後の平成37年度を計画目標年度ということにしているところでございます。

恐れ入ります、もう一度最初のページに戻っていただきたいのですが、「事業変更届出書」のページです。中ほどに単純に既認可値を足しこんだ変更後の給水人口と変更後の給水量が出てございます。今後は各種手続きを経て、この届出書をもって既認可値から変更後の給水人口がこういうようになるという届出をするということでございます。

続きまして2ページめくっていただきまして、今度は本論、本文のほうの内容に入っております。ページでいきますと1-1-1、「石狩市の概要」が書かれてございます。こちらのほうには平成18年度の石狩市水道ビジョン策定のときにもこの委員会の中でご審議いただきましたような内容を骨子にして、また同様に掲載をさせていただいております。次の1-2-1ページには、「水道事業の概要」、続いて次のページ1-2-2につきましては「簡易水道事業の概要」等が書かれてございます。また1-2-3ページには、表1-2-1におきまして、これまでの水道事業の沿革というものを各水道事業ごとにまとめて掲載をしているということでございます。

続いて1枚めくってもらいまして1-3-1ページ、こちらのほうでは「水道事業の変更を必要とする理由」を説明しております。ここにおきましては、先の中期経営計画でも議論となりましたとおり、石狩市における水道料金収入の減少が見込まれる中で、本市の水道システムをどのように適正に持続させていくのか、アセットマネジメント、つまり資産運用管理をどのように構築していくのか等などにつきまして、根本的な課題ではありますけれども、非常に難しい問題が目前に横たわっているというようなことを記述させていただいております。その上で、これら問題へ効果的に対応しつつ、需要者に対する給水サービスの質の向上を目指していくというために、経営的・技術的な合理化を図るため、今後、上水道事業と簡易水道事業の統合を図るというような趣旨のことを記述しております。その上で先ほど水道ビジョンで示した目標なども再記載しているところでございます。この右のページは先ほどもご説明をした統合認可計画の人口と給水量の考え方をまた改めて記述しております。次のページにつきましては先ほどご説明をしたとおりです。

続きまして「水道事業に関する意思決定を証する書類」についてですが、こちらでは2-1-1ページ以降において、石狩市水道事業の設置等に関する条例（案）ということで、現段階での事業者案を掲載しております。実質的に現在の条例とは変わってございませんが、第2条の表現を変えております。第2条での給水区域の記述につきましては、冒頭でご説明したとおりです。重ねて申し上げますが、統合に伴い条例上の表現は変わっておりますけれども、現在の給水区域とはなんら変わらないということでございます。

給水人口につきましては、(2)番、給水量につきましては(3)番でそれぞれ記述をしているところでございます。

さらにページを2枚めくっていただきまして、次の「施行規則第8条の2に基づく届出事項」という部分でございますが、このページをめくっていただきますと、

「3.1 変更後の給水区域、給水人口及び給水量」という部分でございますが、ここにつきましても先程ご説明してきた通り、(1)の給水区域におきまして現計画と変更後の計画について対照表として掲載しております。基本的には変更計画の下線部分が変更箇所ということでございます。その下の(2)給水人口及び給水量につきましては、先ほどの1-3 3ページの一覧を再掲してございます。ページを更にめくっていただきまして、3-2-1ページ以降につきましては「水道施設の概要」を掲載しております。また1枚めくっていただきまして、3-2-2ページ「1)水道施設の概要」ということで、こちらのほうでは現在4つの事業としての上水道事業、厚田・浜益・濃昼の簡易水道事業があるというものを統合後につきましては、石狩市水道事業の中に全て取り込むというイメージ図を掲載しております。これ以降につきましては、施設フロー図、これを各事業ごとに掲載しております。3-2-7ページ以降につきましては「水道施設の概要」ということで、これもまた各事業ごとに掲載をしているというようなところでございます。

続いて3-2-16ページをご覧ください。3-2-16ページでは2)といったしまして「給水人口及び給水量の算出根拠」というようなことを記述しております。先ほど冒頭におきましてご説明いたしました石狩市長から北海道知事への届出書の中では変更後の給水人口と給水量と申しますのは、既認可値の単純合計値であるというようにご説明させていただきました。ここで何故また新たな基本フレームの推計を水道事業者はやるのか、というように委員の皆様方は疑問に思われるかと存じますけれども、この届出書における変更後の給水人口と給水量と申しますのは、いわばその規模までの基本フレーム上での既得権を得ているというような考え方でございまして、水道事業経営そのものについて考えた基本フレームという事ではないということですので。誤解を恐れず簡単に申し上げれば、冒頭の「水道事業変更届出書」における基本フレームは、過去の認可を踏まえ継承するという事務的な整理をしているということでございます。しかしながら、その事務的整理が現状施設に影響がないかどうか、つまり浄水能力などに不足がないかどうか、既認可値の内数に入っているかどうかというところを給水人口と給水量を今一度推計して確認することが必要になっております。また、社会基盤施設としての水道施設を、都市政策的な視点から推計された給水量により収入を見定め、次回審議でご説明しようとしております経常収支上でアンバランスとならないかどうかを確認することとしております。そういったような視点からここでは、今一度基本フレームを精査・見定めをしているということでございます。そのことを踏まえていただきまして3-2-17ページをご覧ください。まず 番の「旧上水道の予測方法」についてでございます。旧石狩地域における上水道事業につきましては、平成19年度に事業再評価をしておりますので、このときの考え方をそのまま踏襲しております。

今一度ご説明いたしますと、19年度の事業再評価のときにつきましては、給水人口についてはコーホート要因法という手法をもって推計しております。給水量につきましては、その給水人口を踏まえて原単位をそれぞれ出して給水量を見定めているというようなことでございます。ここでの数字については、その時の推計値をそのまま使っております。

続いて、 番の「旧簡易水道の予測方法」についてですが、簡易水道事業の人口と水量につきましては、以前もご説明したとおり右肩下がりでも人口も給水量も下がってきてございますので、あくまでもトレンド式をもって推計するというようにしております。そうしますとこれら予測結果は、表-3.2.2.1にお示ししているとおりになっております。結果を見ていただきますと、給水人口につきましては一番右側、最大で平成25年度、61,445人ということになっております。今回の届出で出そうとしている認可値が74,380人ですので、既認可値の内数に入っているということが確認できます。さらにこの一番下の一日最大給水量の一番右側、最大値につきましては平成32年度、23,155m³/日でございますので、これも既認可値の単純合算値であります30,243m³/日の内数になっているということが確認できます。

以上のことから、いずれも既認可数の内数に入っているということが確認できましたので、これ以降につきましては次回審議をしていただく経常収支の中の収入部分の計算の際に、これら基本フレームを使って推計をしていく、見通しを立てていくというような事でございます。なお今推計をした内容につきましては、次のページ以降で細かな各年度別の数字を掲載しているところでございます。

私のほうからの説明は以上です。

余湖会長

どうもありがとうございました。

「変更届」という名前だったので、もうちょっと簡単なものかと思いましたが、なかなかボリュームのある、これでもまだ全部出てませんので大変な作業だと思います。副市長からも最初お話がありましたし、事務局からも説明ありましたが、これも簡易水道の統合の流れというのは、実はもう大分前に決まっております、今回はそれを実際に北海道に届け出ると、その内容の確認という位置付けにあらうかと思えます。

いよいよ来年から統合するという最終段階に入ったということです。中身大変盛り沢山ですが、どうぞ自由にご質問・ご意見等いただければと思います。

小笠原委員

最初の届出様式ありますよね、「様式の5」、一番最初です。それで今の説明でいきますと、給水人口も給水量も既存の認可の合算でいいという説明がありましたよね。そこで実際に経常収支を計算するときにはキチンとはじいてやってるんだという、資料もついてると。そうしたときに、この届出書が受理されたときに目標年次はH37ですか。

清野主査

そうです。

小笠原委員

平成37年度における計画給水人口、あるいは計画給水量というのはどれを指すんですか。あくまでもこの合算値ですか。

清野主査

あくまでも合算値ということになります。

余湖会長

ご質問ございませんか。なんでも結構です。

眞柄委員

合併の時に、旧浜益と厚田村の水道関係の資産は譲りうけるという確約がとれてるわけですね、両議会において。

清野主査

はい。

眞柄委員

そして、それはそれでいい。その次に1-3-1の「水道ビジョンに示した目標」で22年度までに料金格差をなくする。それから統合もするという事はビジョンに書いてありますが、これも合併時のときに了解されてた事項ということですね。

清野主査

はい、了解されていた事項です。

眞柄委員

ここから先がちょっといやらしい質問なんですけど、統合はいいとして、料金格差をなくするという事は、高いほうで合わせるとか、真中で合わせるとか、給水量の過重平均にするとか、下のほうであわせるとか、それについては議論してなかったということですね。

清野主査

平成17年10月の市村合併時におきましては、各地区の代表者が集まって協議会を設けたんですけども、そこでは小口径、いわゆる一般市民がお使いになる水道料金については旧石狩市にあわせましょう、その時点では厚田・浜益は高かったんですね。

眞柄委員

そうですね。

清野主査

厚田、浜益区の多くの市民は、旧石狩市の料金体系に合わせますので安くなりました。しかしながら大口径の方につきましては、旧石狩市に合わせるということにしたものですから、逆に高くなっているというようなところでございます。

眞柄委員

基本的には旧石狩市に合わせるというのが原則になって、次回以降に行う経常収支の概算見込みで若干の調整はあり得ると。

清野主査

経常収支の中では、現時点で旧石狩市の水道料金に合わせるという基本的考え方ですので、この考え方を下に経常収支を作りたいと思います。

眞柄委員

はい、わかりました。

それから、特別委員をしていながらこんなことを聞くのはいけないんだろうけど、今は水道事業会計に一般会計からの繰り入れはあるんですか。

蛭谷主査 簡易水道会計に対してというご質問ですか。
 眞柄委員 両方。
 蛭谷主査 両方ございます。名目といたしましてはいずれも国で示しています繰り出し基準内、ルール内の部分ですけれども、まず上水道・簡易水道共通してますのは、元利償還金に対する繰り入れです。それから高料金ですね、資本費ですとか、これについては簡易水道のほうだけが対象になってますので、簡易水道に対してのみ繰り入れが行われています。それから上水道だけの繰り入れとしては、西部企業団に関する出資金、水源開発などの部分に対しての繰入金が入っております。

眞柄委員 そこで確認したいのは、統合した後簡水のほうに対する繰り入れはなくなる。
 蛭谷主査 これは財政との協議にもなってくるんですけども、現時点で私どもが考えておりますのは、統合前簡水の元利償還金、これについては、かつて新港簡易水道事業が平成9年までございまして、これが平成10年から上水道事業に統合されてます。これは引き続きずっと元利償還金の2分の1入ってきてます。それと同じ理屈で今度簡水が上水道に統合した場合は、簡易水道事業時代に投資した起債の元利償還金、これは同じように2分の1を上水道事業に対して繰り入れていただこうと。これはおそらくルール上問題ないかと考えてます。ただ問題は、資本費の単価、これがスケールメリットで落ちてしまいますので、おそらく上水道事業の基準という単価には届かないだろうと。ですからこれはなかなか今までどおり下さいという話をして、内部的にかなり調整が厳しいのかなというふうに考えております。

眞柄委員 そのあたりの議論は新料金制度のところで議論をすることになるんですね。議会の関係もあることだから。

蛭谷主査 そうなりますが、これは、今の段階で水道の人間として言うのが適切かどうかというのがありますが、我々は基本的には必要な原価は料金で賄わせて下さいとしか申し上げられませんが、石狩市全体として考えたときのソフトランディングとしては、繰入金をルール外でどれだけ入れるのかという議論になりますので、そこには今おっしゃられたようなテーマも入れつつも、議論になってくる可能性はあろうかと思えます。

眞柄委員 そうしますと、くどいようですが、統合の届出は22年にするとしても、その統合して新しい料金制度の条例までの過程で、議会と一般市長部局と水道事業部局と協議が行われると。それで新料金が皆さんが納得されることで決まると、ということですね。

蛭谷主査 これは今おっしゃられたのは簡易水道統合のタイミングで今の話がなされるというご質問なのか...

眞柄委員 統合のタイミングでは議論にならないんですねと、そういうことだよ。

蛭谷主査 そうです。統合は自動的に規定路線でいいと思います。

眞柄委員 はい、わかりました。

余湖会長 ちょっと難しいやり取りでしたが、事務局はかなり冷や汗をかきながら答えてたような。

ほかにかがででしょうか。

小笠原委員 ちょっといいですか。今の議論を考えていくとですね、この1-3ありますよね、ここの今の統合する柱立てとして「経営基盤の評価や維持管理体制の評価などが図られる両水道の統合」とあるんですが、そうするとどうもこの辺が読みにくいんですね。簡易水道の基盤を強化すると上水道の力を借りて強化していくと読めば、その通りなんですが、主語がちょっとわからなくなってしまいます。

余湖会長 どこですか。

小笠原委員 1-3の真中あたり。3つめの段落の後半のところ。上のほうは簡易水道の浄配水施設を改良するとかね、あるいは用水路が減っていると上水道と簡易水道部分が一緒になって云々書いてあって、然々かくかくだから経営基盤の強化や維持管理体制の強化が図られる上水道と簡易水道の統合を図る必要があるときいているので。

余湖会長 うーん、なるほど。

- 小笠原委員 今眞柄委員のご指摘というか、話からいくとね、必ずしもそうはならない、どちらの視点に立つかで、簡易水道から見ればこれでそのまんまいんですよね。水道事業全体から見るとなかなかこの表現は微妙だなと。
- 余湖会長 感じがする。
- 小笠原委員 ですから、この辺はもっとサラッと流しといたほうがいいと思ってるんですが。シビアに今眞柄委員の言うように詰められていくと、「この表現は本当にそうなの？」と言われるんですよね。
- 余湖会長 事務局答えられますか。
- 清野主査 ここにつきましては、我々事務局側も記述をするときにはかなり迷った部分でございます。今小笠原委員がおっしゃられたとおりなんですけども。この文言を書くときには、主語はやっぱり簡易水道事業というものを主語にして、我々としては考えております。ご存知のとおりその簡易水道事業というのは、人口も給水量も右肩下がりで下がっている、それはドラスティックに下がってますので、水道料金収入もこのまま簡易水道事業のままでいくと激減するであろうと。されど施設は非常に老朽化をしているので、維持管理または更新の費用がかかると。そういう中で財政的な特に経営的な基盤というのは、かなり弱くなってますので、そこを強化させたいという気持ちと、それから地元におきましては水道技術者、特にその長年の蓄積した技術者が高齢化によって退職をしていくと。そういった部分の技術的な部分、それから維持管理体制の弱体化という部分を強化したいというようなことから、ここについてはあえて記述をさせていただいているというところですよ。
- 小笠原委員 それはよくわかります。それではこの届出というのはそもそも簡易水道を統合するための手続きなんだからそれでいいんだという大前提で読まない駄目なことですか。
- 眞柄委員 そういうことです。
- 小笠原委員 というのは、これ1ページ目から見っていくとその辺がどこにも現れていないので、大前提がそうだとすればね、今のようなちょっと言うのやめようかなと思ったんですけどね。今ちょっと眞柄委員のほうから出たもんだから、ちょっと念のためと思ったんですが。黙って読んでると上水道が主語になってるようなもんだから。
- 清野主査 あまりそれを露骨に書きますと、さも簡易水道事業を助けてあげているという単純でかつ、大変おこがましい文章になってしまいます。ここは、三つの異なる文化と歴史を有するまちが、平成17年に一つになったわけですから、お互いが助け合い自立していくということが基本だと思い、このような文面になっております。
- 小笠原委員 いや、それでいいと思うんですよ。そのために統合するようにと国は言ってるわけですから。
- 清野主査 そうですね。ただそういうことを踏まえて17年10月に合併をしておりますので協議会の中で、それを露骨に書くのか、書かないのかというその違いだけだと思います。
- 余湖会長 まあ皆さん現実を理解した上で発言をされてますので。
- 佐藤委員 他にいかがですか。はい、どうぞ。
- 余湖会長 すみませんが、3-2-17のページの予測結果のところ、三つほどすごくシンプルにお聞きしたいのですが。
- 佐藤委員 3-2-17ですね。
- 余湖会長 はい。表の3-2-2-1の「予測結果」という表があると思うんですけど、まず一点目なんですけど、一番右側の列の最大のところの値なんですけど、給水人口と一日最大給水量のマックスになる時期がずれますよね。人口のトータルでは平成25年、給水量では平成32年。この差が出る原因というのは、おそらく工業用だったり営業用だったりの見積もりかとは思いますが、この見積もりは先ほどご説明にあった楽観的なほうの見積もりというか予測、つまり悲観的なあまり増えないというほうではなく、都市計画的なほうのイメージで出してらっしゃる数字でいいですか。
- 清野主査 いま佐藤委員のご指摘してくださったとおり、ここについては都市政策的な視点

で推計した数字です。人口の最大については平成25年、日最大給水量は32年とずれが生じていることについては、その大宗が上水道事業、旧石狩市の上水道事業で量的に支配されていることに起因しております。旧石狩市ではご承知のとおり、市街地と石狩湾新港地域がございます。市街地については人口ピークの時期というのは平成27年ですが、水量は石狩湾新港地域を抱えているものですから、企業立地操業というものが関係し平成37年ピークになります。その時間的タイムラグが、全体事業を集計したときに出てきている、そういった違いになっております。

佐藤委員

もう一つは、ここの表の中で厚田区と浜益区の数字を見ていて、特に一日最大給水量のところでは浜益区さんの年を追うごとの減り方が非常に多く予測されていて、単純にその給水人口の厚田区さんの減り方と、最大給水量の減り方と見ていても減り方がちょっと多く見積もられているように見えたんですが、シンプルな要因としてはなんという...

清野主査

産業構造の違いというように捉えていただければよろしいかと思います。

佐藤委員

その希望的な私たちで例えば新規立地で企業が来るとかというようなことはとりあえず見込んではいないと。

清野主査

私共は、今回の人口推計や給水量推計において、華々しいことは考えておりません。いま佐藤委員がおっしゃるように華々しい計画を、夢を見るようなプランも必要ですが、今回の都市政策的な視点からの推計の中では、具体的な計画以外は見込んでおりません。

佐藤委員

ではある意味でかなりシビアに水準を見込んでやっているというふうに。

清野主査

はい、そうです。

佐藤委員

ありがとうございました。

余湖会長

他にいかがでしょうか。これは本当に小さいことで申し訳ないんですけど、審議のタイトルの括弧内も認かってことを出してますよね、最後にね。これは...

蛸谷主査

これにつきましては、そもそも事務局としましては、正式名称だけでいきたいところだったんです。そのもの届出書ですから。「届出書」についてと。ところがその名称そのもの事体が、やはり市民の声を活かす条例の担当所管のほうから、その名称だけ見るとなんのことだかさっぱりわからないので、もうちょっとその一般の市民の方がイメージできるようなものを案件として付けてほしいという要望がありました。

余湖会長

括弧内のことね。

蛸谷主査

そうなんです。

余湖会長

いや、僕が言ってるのは最後に認かって言葉があるから、これはなくてもいいんでないかなと思って、ちょっとさっきの話じゃないけれど届出なんだから。小さいことで申し訳ないんですけど。

蛸谷主査

括弧して「合併に伴う水道の事業統合」だけでもいいのかなと。

余湖会長

今日開催ということで、対外的にも既にホームページにアップされていますので。私も大学にいるから届出と認かって言葉に対してかなり神経質になって。まったく違うもんだってというイメージがあるものだから。

蛸谷主査

ただ制度としては、認可の中の大きくくりでは認可だけでも、その手法が届出という事務手続きで済んでますという理解です。

清野主査

これはかなり専門的な、我々行政側の専門的な分野に入ってきて非常に解りにくいんですが、この統合につきましては、日本水道協会のほうから平成16年1月に手引きが出ておまして、その中では「市町村合併に伴う事業認可等手続き」についてのフロー図が出ております。今回の我々の手続きは、その中の一つになりますので、事業の全部譲り受け届も認可手続きの一部であると解釈しているところです。

余湖会長

なるほど。大枠は認可なのね。

清野主査

はい、そうなんです。

余湖会長

恐れ入りました。他にいかがでしょうか。

眞柄委員

時間があるようなので、直接関係がないんですが、簡水の給水量がどんどん減っていきますよね。で、その施設能力は最初の認可のままの数字が残ってるわけす

よね。三つの簡水によって時期が違いただろうと思うんですが、更新の時にダウンサイジングするというようなことから、先ほどアセットマネジメントも含めてですが、それはこの届出とは関係ないんですが、その経常収支なりあるいは次の料金制度か、ビジョンの改定のところあたりで検討をしなければならぬんじゃないかと思うんですが、市のほうのお考えはどうなんでしょうか。

清野主査

眞柄先生がおっしゃるとおりです。ダウンサイジングを次回の施設更新のときにやらなければいけませんし、現に今回浜益の浄水場を更新をしているんですけども、こちらは認可値そのままでは作っておりません。以前もご説明をしたとおりダウンサイジングして、認可値ではなく、再評価した数字で過大にならないように適正な基本フレームで作っております。これについては今後、厚田区における浄水場などの更新計画の中でも考えていかなければいけないと思いますし、それぞれの配水池更新時にも考えなければいけないと思っております。

眞柄委員
余湖会長

ということは浜益のね、3 - 2 - 18の施設能力が落としてないじゃない。今言われたのは3 - 2 - 18ページの上から三つ目のグラフですね。その右側のほうで見難いんですが、左側の縦軸で1500付近のところから真直ぐ右に出てる、既計画施設能力っていう値が真直ぐ出てますけど、これ浜益の浄水場は今年度できるんですね。

清野主査
余湖会長

そうですね。それでダウンサイジングしてるので、これがちょっと下がるんでないかというご指摘ですね。

清野主査
余湖会長

眞柄先生ご指摘の部分につきましては、確認をして次回の委員会でご説明をさせていただきたいと思っております。僕が学生の頃、こういうような将来計画を考えると、減少するって将来計画はあり得なかったんですけど、今はもう全く逆になりましたね、そういう意味ではね。

他に、ご意見・ご質問ございませんか。はい、それではいろんなご意見いただきましてどうもありがとうございました。次回もまた残りの部分を審議していただくということになります。

蛭谷主査
余湖会長

それでは一応予定された内容を終わりましたので、事務局にお返しいたします。それでは本日の議事録の署名につきましては、土門委員と阿部委員にお願いしたいと思います。なお次回の運営委員会開催の予定であります。先ほどの会議中にありましたとおり7月下旬頃を予定しております。よろしくお願ひいたします。それでは他に特にございませんでしょうか。それでは本日の委員会これで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(終 了)

平成 21 年 8 月 3 日議事録確定

石狩市水道事業運営委員会

会長 余 湖 典 昭

議事録署名委員

土 門 隆 一

議事録署名委員

阿 部 武 男